

令和 6 年 1 月
東 京 税 関

関 係 各 位

ベトナム発給機関におけるシステム障害発生に係る原産地証明書の提出猶予について

関係各位におかれましては、平素から税関行政に対しご理解とご協力いただき、御礼申し上げます。

今般、ベトナムから原産地証明書の発給に係るシステムに障害が発生している旨の通知があり、当面の間、当該原産地証明書の提出猶予が認められますのでお知らせします。

具体的な取扱いについては、税関ホームページに掲載しておりますのでご確認ください。

【掲載】 税関ホームページ: <http://www.customs.go.jp/roo/news/20240119.html>

【問合せ先】

業務部

通関総括第 1 部門（通関手続関係）

電話：03-3599-6337

首席原産地調査官（原産地証明書関係）

電話：03-3599-6527